

## ACSV MONTHLY LETTER

### ● 国民健康保険料の算定

国民健康保険（国保）の所得割課税標準の「賦課標準額」として、多くの市町村が「旧ただし書き方式」を採用しています。これによれば、被保険者ごとの（前年中の総所得金額等 - 33万円）の合計額が、賦課標準額となります。

この「総所得金額等」は、以下のように規定されています。

含まれるもの	事業、不動産、給与、総合課税の短期譲渡、雑所得等 総合課税の長期譲渡、一時所得（1/2 後） 分離課税の土地・建物等に係る譲渡所得（特別控除前） など
含まれないもの	退職所得 源泉分離課税の利子所得 など
確定申告すれば含まれるもの	特定口座・源泉徴収有りの口座での上場株式等の譲渡所得 上場株式等の配当所得

よって、上場株式等の譲渡所得や配当所得を確定申告するかどうかは、所得税・住民税の還付額だけでなく、国保の増加額もあわせて検討しなければなりません。

なお、「総所得金額等」は、青色申告特別控除、専従者控除、純損失など各種損失の繰越控除を差し引いた後の金額となります。

また、国保は「世帯ごと」に加入であり、「一人ひとり」負担する社会保険（社保）や所得税・住民税などと大きく異なるところです。個人事業から法人成りする場合は、世帯ごとの国保から、一人ひとりの社保になることで、思わぬ負担が増えることもあります。ただ、健康保険・年金・税金の制度は、それぞれの財政状態がそれほど良いとはいえないため、今後どうなるかは???ですが・・・。

### 税務カレンダー

	内容	備考
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます
12月	年末調整	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ 電子メール でお願いしております）